



島根県報

平成20年 7月18日 (金)
第 2,001 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	1
平成20年度定期種畜検査に合格した種畜 換地処分	(農畜産振興課)	1
保安林の指定の解除(2件)	(農村整備課)	3
保安林の指定の解除(2件)	(森林整備課)	3
森林法第189条の規定による告示及び揭示(6件)	(")	4
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水産課)	6
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	8
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	8
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	(審査課)	9

公 告

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	(農畜産振興課)	9
---------------------	----------	---

労委告示

あっせん員候補者の解囑	10
あっせん員候補者の委囑	10

告 示

島根県告示第598号

農業近代化資金の利子補給率(平成11年島根県告示第913号)の一部を次のように改正し、平成20年7月18日から施行する。

平成20年7月18日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

島根県告示第599号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条の規定に基づく平成20年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名 前 (登録・登記番号)	品 種	検査成績
平20 島根県1 第1号	隠岐桜 (日馬繁32S00006)	馬 日本輓系種	級外
平20 島根県1 第2号	長春 (日馬繁32S000008)	" 日本輓系種	級外
平20 島根県1 第3号	長橋 (日馬補血217320012)	" 日本輓系種	級外
平20 島根県1 第4号	忠羽六 (日馬補血217320011)	" 日本輓系種	級外
平20 島根県1 第5号	白清桜 (全和07子島黒1071802)	牛 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第6号	照茂平 (全和黒原4871)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第7号	隆夏藤 (全和07子受卵島黒3070086)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第8号	福安茂 (全和06子島黒1063557)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第9号	正北国 (全和黒原3965)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第10号	糸重福 (全和黒原4140)	" 黒毛和種	1級
平20 島根県1 第11号	花福平 (全和黒13601)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第12号	砂乃器 (全和黒原4445)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第13号	八岐大蛇 (全和黒14030)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第14号	第7福桜 (全和黒原3691)	" 黒毛和種	1級
平20 島根県1 第15号	温泉華 (全和黒原4284)	" 黒毛和種	2級
平20 島根県1 第16号	福平高 (全和黒13700)	" 黒毛和種	2級

平20 島根県 1 第17号	第3 幸武 (全和黑原4426)	" 黒毛和種	1 級
平20 島根県 1 第18号	花糸安 (全和黑原4876)	" 黒毛和種	1 級
平20 島根県 1 第19号	桐花福 (全和黑原4983)	" 黒毛和種	1 級
平20 島根県 1 第20号	弘重福 (全和黑原4913)	" 黒毛和種	2 級
平20 島根県 1 第21号	真澄126 (全和07子島黒1070570)	" 黒毛和種	1 級
平20 島根県 1 第22号	平金勝 (全和黑原3772)	" 黒毛和種	2 級
平20 島根県 1 第23号	佐比売 (全和黑原4286)	" 黒毛和種	1 級
平20 島根県 1 第24号	英平茂 (全和黑原4738)	" 黒毛和種	2 級
平20 島根県 1 第25号	P660	豚 雑種	級外
平20 島根県 1 第26号	Q133	" 雑種	級外
平20 島根県 1 第27号	Q587	" 雑種	級外
平20 島根県 1 第28号	Q588	" 雑種	級外

島根県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成20年7月8日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（津和野）地区野広工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成20年 7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項にお

いて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大田市五十猛町字大浦2718 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第602号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大田市朝山町朝倉字城蓮1854 - 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第603号

平成20年農林水産省告示第331号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町井戸谷524 - 4、534	井上 次三	飯石郡飯南町井戸谷6
飯石郡飯南町井戸谷535 - 1	品川長治郎	飯石郡飯南町井戸谷16

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第604号

平成20年農林水産省告示第331号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市木次町寺領1859 - 6、1859 - 8、1859 - 9	井上 利雄	雲南市木次町飯田786 - 1
雲南市木次町寺領1859 - 6、1859 - 8、1859 - 9	千原 益則	雲南市木次町寺領141
仁多郡奥出雲町亀嵩3413 - 1	青戸 計	仁多郡奥出雲町亀嵩702 - 5
益田市美都町板井川1228、1229 - 2、1230	藤原 清香	益田市美都町板井川32
益田市美都町板井川1216、1217、1220から1222まで、1240、1243、1245、1248、1249、1216 - 1 から1216 - 4 まで、1231 - 2、1232 - 2、1233 - 2、1239 - 2、1239 - 3、1244 - 1、1244 - 2	滝川 一	大阪府布施市中小阪418

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第605号

平成20年農林水産省告示第331号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所及び指定された目的	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市大東町刈畑1804 水源のかん養	黒川 光美	雲南市大東町刈畑935 - 1
雲南市加茂町大西563 - 2、563 - 3 土砂の流出の防備	基常 昭夫	千葉県美浜区真砂 5 - 16 - 9 - 501

島根県告示第606号

平成20年農林水産省告示第330号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市木次町東日登1896 - 1、1897	藤井 高文	東京都北区王子6 - 2 - 4 - 405
出雲市上島町字奥原4000	黒田 繁雄	出雲市上島町530

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第607号

平成20年農林水産省告示第360号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所及び指定された目的	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市大東町川井1686 土砂の流出の防備	土谷 富夫	雲南市大東町川井648 - 14
仁多郡奥出雲町亀高3389 - 2 水源のかん養	稲若 薫明	仁多郡奥出雲町亀高671

島根県告示第608号

平成20年農林水産省告示第360号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所及び指定された目的	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市掛合町多根2034 土砂の流出の防備	石飛 厚江	雲南市掛合町多根3384 - 9
仁多郡奥出雲町河内968 - 20 水源のかん養	吾郷 文江	松江市大庭町1558 - 2

島根県告示第609号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成20年 7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第 2 中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

を

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%

に改

年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.5%	年0.5%

める。

附 則

- この告示は、平成20年7月18日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成20年7月18日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第610号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年2.0%以内	を	年1.9%以内	に改める。
	年2.15%以内		年2.05%以内	
	年2.0%以内		年1.9%以内	

附 則

- この告示は、平成20年7月18日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年7月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第611号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成20年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成20年7月18日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年7月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第612号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第 5 条第 1 項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 7 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定年月日	指定番号	住 所 及 び 氏 名	売 り さ ば き 場 所
平成20年 7 月10日	973	益田市常盤町 1 番 1 号 益田市職員共済会 会長 長戸保明	益田市常盤町 1 番 1 号 益田市職員共済会

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 2 項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成20年 7 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 開催場所
出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター
- 開催期間
平成20年10月20日（月）から同年11月14日（金）まで
- 受講者の定員
7 名程度
- 講習に係る家畜の種類
牛
- 講習の科目
 - 学科
体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理、受精卵の移植
 - 実習
体内受精卵の処理、受精卵の移植
- 受講資格
牛について家畜改良増殖法第16条第 2 項の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了して、その修業試験に合格し現場での実技経験の豊富な者であること。
- 受講願書の提出期限
平成20年 9 月19日（金）
- 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類（修業試験合格証の写し又は免許証の写し）を添えて住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。
- 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 受講手数料

31,500円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

11 その他

この講習会の受講についての問い合わせは、松江市殿町1番地島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室(0852-22-5138)又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第4号

平成20年島根県労働委員会告示第2号をもって公表したあっせん員候補者中、次の者を解嘱したので削除する。

平成20年7月18日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	委 嘱 年	解嘱年月日	解 嘱 事 由
原田 和夫	平成17年	平成20年7月10日	平成20年6月30日付労働委員会委員辞任のため

島根県労働委員会告示第5号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により次のとおりあっせん員候補者を委嘱し、平成20年島根県労働委員会告示第2号をもって公表したあっせん員候補者に追加する。

平成20年7月18日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	現 職	経 歴	委嘱年
島崎 誠	三菱農機(株)常務取締役	三菱農機(株)取締役	平成20年